

インボイス制度（適格請求書等保存方式）から
シルバー会員の適用除外を求める意見書

シルバー人材センター（以下「センター」という。）は高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき設立された公的団体であり、地域の日常生活に密着した就業機会を提供することなどにより、高齢者の社会参加を促進し、高齢者の生きがいの充実、健康の保持増進、ひいては地域社会の活性化、医療費や介護費用の削減などに貢献している。

令和5（2023）年10月に、消費税において適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入される予定となっているが、同制度が導入されると免税事業者である会員が課税事業者となるための適格請求書発行事業者の登録を受けないと、会員は適格請求書を交付することができないことから、センターは仕入税額控除ができず、新たに預かり消費税分を納税する必要が生じるが、公益法人であるセンターの運営は収支相償が原則であり新たな税負担の財源はない。また、会員自ら適格請求書発行事業者の登録を受けるための手続を行うことは、高齢の会員には非常に困難なものがある。

人生100年時代を迎え、国を挙げて生涯現役社会の実現が求められる中、報酬よりも社会参加・健康保持に重きを置いた「生きがい就業」をしているセンターの会員に対して、形式的に個人事業者であることをもって、インボイス制度をそのまま適用することは、地域社会に貢献しようと努力している高齢者のやる気、生きがいを削ぎ、ひいては地域社会の活力低下をもたらすものと懸念される。センターにとっては、新たな税負担はまさに運営上の死活問題である。

消費税制度においては、小規模事業者への配慮として、年間課税売上高が1,000万円以下の事業者は消費税の納税義務が免除されているところであり、少額の収入しかないセンター会員の手取り額がさらに減少することがないよう、同制度から適用除外となる措置を要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年12月14日

宮城県名取市議会議長 長南 良彦

内閣総理大臣
財 務 大 臣

厚生労働大臣
経済産業大臣
衆議院議長
参議院議長 宛て